

# 岡田事務所通信

平成 27 年 7 月号 (第 118 号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号

TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604

E-mail : support@office-okada.jp

URL : <http://www.office-okada.jp/>

## 労働者派遣法改正案が可決

企業が派遣労働者を受け入れる期間の制限を事実上撤廃する労働者派遣法改正案は衆院厚生労働委員会において賛成多数で可決しました。今国会で成立する見通しとなっています。

派遣労働は現在、企業が派遣労働者を受け入れる期間について秘書や通訳など 26 職種の「専門業務」は無制限、それ以外の「一般業務」は同じ職場で最長 3 年が期限となっています。

改正案では専門と一般の業務区分を撤廃し、派遣先企業が労働組合の意見を聞いた上で、働く人を 3 年ごとに別の人に入れ替えれば、派遣労働者を使い続けられます。働く人の立場からすれば、同じ職場で働く期間は一律 3 年になることから、派遣期間が無制限だった専門業務は 3 年で「雇い止め」になるとの懸念が指摘されています。このため、改正案は派遣会社に対し、同じ職場で 3 年勤務した人の雇用安定措置として、新たな派遣先を紹介したり、派遣先企業に直接雇用を依頼したりすることを義務化しています。

## 「心の病」で労災認定が過去最多 厚労省調査

厚生労働省は、平成 26 年度の「過労死等の労災補償状況」を取りまとめ、公表しました。それによりますと、過労や仕事上のストレスなどを原因として「心の病」となり、労災請求したケースは前年度比 47 件増の 1,456 件、うち労災が認定されたのが 61 件増の 497 件となり、いずれも過去最多となりました。認定された 497 人のうち、自殺に追い込まれた人は、未遂を含めて 99 人で、こちらも過去最多となっています。

厚労省職業病認定対策室は増加の要因について、「仕事上でストレスを感じている人が増加しているのが労災増加の一因になっている」と見るとともに、「平成 23 年に認定基準が見直され、精神疾患による労災の対象などが整理された。業務上のストレスで精神障害を発症した場合でも労災の対象になることが広く周知されてきたためではないか」と分析しています。

## 国民年金保険料納付率 63%に改善、3年連続の上昇

厚生労働省は、自営業者らが支払う国民年金保険料の 2014 年度の納付率が 63.1%となり、前年度から 2.2 ポイント上昇したと発表しました。過去最低だった 11 年度(58.6%)から 3 年連続で上昇となりました。

14 年度末の国民年金の加入者は前年度末より 63 万人少ない 1742 万人。納付率が低かった 20~24 歳が前年度比 3.0 ポイント増の 59.3%、25~29 歳が 3.1 ポイント増の 53.0%に増加するなど若者の改善幅が大きかったことが全体の納付率を押し上げました。

## 「解雇に解決金」年内検討開始を答申

政府の規制改革会議は不当解雇と判断された際、労働者から申し立てがあれば金銭補償で解決する制度の導入について、年内に検討を開始するよう求めました。厚生労働省の調査によると、解雇などを巡って、企業と労働者が争った労働審判や民事訴訟のうち、9 割が金銭の支払いによって解決しているということです。「紛争解決に向けた選択肢が増える」と歓迎する経営側と「運用によっては簡単に解雇できる仕組みになる」と反対する労働組合側が対立してきました。今後、具体的な制度設計を議論する見通しですが、利害対立で調整が難航する可能性もあります。



- ひまわりの丘（北竜町） -

◆ ご存知ですか？ ◆  
【離職票に記載する離職理由】

労働者が退職する際の理由として自己都合退職、解雇、定年等がありますが、雇用保険の失業給付を受給するにはこの離職理由によって、受給権利の発生要件、給付制限の有無、給付日数が変わってきます。離職理由は実態に合わせて記載することになりますが、例え自己都合退職であっても出産や傷病等の理由で退職する場合は、通常の自己都合退職と異なり、受給権利の発生要件が緩和され、受給期間も延長できる可能性があります。労働者が退職する際の離職理由につきましてはその内容の詳細を弊社までご連絡頂ければと思います。

事務所より

例年6月の十勝はこんなに早く夏が来たかと思うくらいの暑い日が続くことが多いイメージなのですが、今年に限っては日中もまだ肌寒い日が多く、特に朝の気温が上がらない場合はうちの事務所でも何度かストーブをつけてしまいました。暑すぎるのも困りますが、夏らしい暑さの到来が待ち遠しいですね。

政府は7月から国家公務員の4割にあたる約22万人を対象に勤務時間を朝型にシフトする取り組みを始めました。出勤を1~2時間繰り上げる一方、早めに退庁シタ方から夜の時間帯を家庭生活の充実や趣味、自己研鑽に充てるのを「ゆう活」と称して奨励し、8月末まで実施します。ここ数年、ワークライフバランスがよく話題に上がりますが、経営者側がその事を考えていてもなかなか行動に移し、実効性のある取り組みを行うことは難しいことでもあります。しかし、この朝型勤務の奨励は業務遂行の効率性を考えても有効であり、社内の環境整備や取引先との時間調整等が可能であれば比較的执行しやすい取り組みではないかと思えます。この取り組みにかぎらず経営者側としては常に従業員のプライベートについても配慮をしていきたいものですね。

業務内容

<p><b>社会保険労務士業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働保険・社会保険の事務手続代行</li> <li>・就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更</li> <li>・各種助成金・給付金等の申請</li> <li>・人事・労務管理に関する相談・指導</li> <li>・給与計算</li> <li>・年金の相談・請求</li> <li>・その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成</li> </ul>	<p><b>行政書士業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業許可申請手続</li> <li>・建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続</li> <li>・指名競争入札資格審査申請手続</li> <li>・産業廃棄物収集運搬業許可申請手続</li> <li>・法人設立関係書類作成手続</li> <li>・その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続</li> </ul>
--	--

今月は社会保険の算定基礎届の提出時期となっておりますが、算定基礎届で決定された標準報酬については今年の9月分（10月に支払う給与分）給与から反映されます。変更改定時期になりましたら、弊社より改定後の社会保険料控除額を別途お知らせ致しますので、ご参照くださいますようお願い致します。（その前に月額変更等で控除額が変更になる場合にはその内容をお知らせ致します）

